

## 第 2 号 議 案

令和 5 年度事業計画書案及び收支予算書案の承認について

# I 令和5年度事業計画書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始された。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところである。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和5年度に次の事業を実施するものとする。

## 1 総会の開催（令和5年5月26日：東京都港区）

通常総会を開催し、令和5年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

### （1）通常総会

第1号議案 令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和5年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和5年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

その他

### （2）表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

## 2 理事会（役員会）の開催（令和5年5月26日、6月、令和6年3月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

## 3 ブロック会議（令和5年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

### 令和5年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック … 静岡

日本海ブロック … 山口

西日本ブロック … 広島  
九州ブロック … 佐賀

4 事務局職員研修会（令和5年10月 鹿児島）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催

5 事務局長会議（令和5年6月 北海道）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

6 漁業調整活動対策等

各海区より提案があった下記の事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和4年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

## II 令和5年度収支予算書

### 1 収入の部 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前期予算額	比較増減	備考
会 費	6,640,000	0	6,640,000	会員 40 都道府県
繰入金	0	0	0	
雑収入	33,389	45,354	△ 11,965	預金利子、徽章代
繰越金	10,026,611	14,054,646	△ 4,028,035	
計	16,700,000	14,100,000	2,600,000	

会費内訳	$39 \text{ 都府県} \times 160 \text{ 千円} = 6,240$ $\text{北海道} \times 400 \text{ 千円} = 400$ <hr style="width: 100%; border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> $\text{計} \qquad \qquad \qquad 6,640$
------	---

## 2 支出の部

(単位:円)

科目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	増減	備考
<b>(1) 総務費</b>	<b>617,000</b>	<b>617,000</b>	<b>0</b>	
旅費	150,000	150,000	0	総会打合せにかかる旅費
消耗品費	100,000	100,000	0	web会議用機器
印刷製本費	200,000	200,000	0	会報誌印刷費、名簿印刷費等
通信運搬費	120,000	120,000	0	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	10,000	0	全内漁管連総会祝電代
<b>(2) 事務局長会議費</b>	<b>545,000</b>	<b>545,000</b>	<b>0</b>	開催地:北海道
旅費	170,000	170,000	0	事務局旅費
会議費	375,000	375,000	0	担当海区経費
<b>(3) ブロック会議費</b>	<b>2,900,000</b>	<b>2,900,000</b>	<b>0</b>	開催地:静岡、山口、広島、佐賀
旅費	500,000	500,000	0	担当副会長・事務局
会議費	2,400,000	2,400,000	0	担当海区経費 各600千円
<b>(4) 研修会費</b>	<b>725,000</b>	<b>725,000</b>	<b>0</b>	開催地:鹿児島県
旅費	350,000	350,000	0	発表者
研修会費	375,000	375,000	0	担当海区経費
<b>(5) 役員会費</b>	<b>1,980,000</b>	<b>1,980,000</b>	<b>0</b>	理事会・正副会長会議・監事会
旅費	1,530,000	1,530,000	0	役員・事務局
会議費	450,000	450,000	0	
<b>(6) 総会費</b>	<b>2,150,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>550,000</b>	5月:東京都
旅費	100,000	100,000	0	会長、事務局
消耗品費	1,000,000	450,000	550,000	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	150,000	0	議案書印刷費
会議費	900,000	900,000	0	会場使用料等
<b>(7) 活動対策費</b>	<b>750,000</b>	<b>550,000</b>	<b>200,000</b>	要望活動
旅費	700,000	500,000	200,000	役員・事務局
活動対策費	50,000	50,000	0	要望書印刷費等
企画費	0	0	0	
<b>(8) 予備費</b>	<b>7,033,000</b>	<b>5,183,000</b>	<b>1,850,000</b>	
<b>計</b>	<b>16,700,000</b>	<b>14,100,000</b>	<b>2,600,000</b>	

支出予算額計	9,667,000	8,917,000	750,000
--------	-----------	-----------	---------

## 第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和5年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 令和5年度 全漁調連要望書(案)

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やI.Q制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

また、新型コロナ感染症が日常生活に浸透し、我々の生活のあり方も大きく変化しております。かつてないほど多くの人々が、遊漁だけにとどまらない海洋レジャーを楽しむようになり、遊漁者、プレジャーボート利用者等との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

国際情勢もこの数年で大きく変わり、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

さらに、東京電力第一原子力発電所の事故においては、事故発生から 12 年が経過し、様々な取組により水産物の需要は回復傾向にあるものの、令和 5 年 1 月の関係閣僚会議において、ALPS 处理水の海洋放出について、具体的な放出時期として令和 5 年春から夏頃を見込むことが示され、新たな風評が生じることへの懸念や水産物の需要減少が危惧されております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和 5 年 5 月 26 日の第 59 回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和 5 年 5 月

全国海区漁業調整委員会連合会  
会長 今野 智光

## 新規要望項目

- ・漁業監督吏員の資質向上（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について（太平洋クロマグロの資源管理について）
- ・A I Sを活用した事故防止・安全航行の指導（沿岸資源の適正な利用について）
- ・漁獲量を正確に把握する仕組みの整備（漁業法改正後の制度運用について）
- ・定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及（漁業法改正後の制度運用について）
- ・遊漁者に資源管理を行わせる体制整備（海洋性レジャーとの調整等について）
- ・ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化（海洋性レジャーとの調整等について）

## 全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## **新規要望項目**

### **II 沿岸漁場の秩序維持について**

#### **漁業監督吏員の資質向上**

漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

#### **違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化**

違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

### **III 太平洋クロマグロの資源管理について**

#### **沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について**

広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

### **IV 沿岸資源の適正な利用について**

#### **A I Sを活用した事故防止・安全航行の指導**

A I S利用の普及に努めるとともに、A I Sが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はA I Sを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

### **V 漁業法改正後の制度運用について**

#### **漁獲量を正確に把握する仕組みの整備**

T A C魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合で

も、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。

#### **定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及**

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心を開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

#### **VII 海洋性レジャーとの調整等について 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備**

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

#### **ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化**

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。

## 全要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

#### 1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

#### 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

#### 3 新たな漁業関係法令の改正について

改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

#### 4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

### II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を搖るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

## 1 違法操業の取締強化等

- ① 組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。
- ② また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。【新規】（再掲）

## 2 「密漁もの」の流通防止

- ① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。
- ② 違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。【新規】（再掲）
- ③ 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。
- ④ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

## III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念

されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

## 1 クロマグロ資源の適正利用

### ① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（I S C）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を 2024 年までに歴史的中間値である約 4 万 3 千トンへ回復）を既に達成し、次期回復目標（漁獲がない場合の資源量の 20%（約 13 万トン）まで回復）も令和 5 年に達成見込みであることなどを踏まえ、WCPFCにおいて、さらなる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和 3 年 4 月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き続き措置すること。

### ② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

ア 漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合せて検討すること。

イ また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

ウ 大臣許可漁業に対し、I Qによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生し

ていることを踏まえ、漁場利用ほかの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

エ 資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに瀬戸内海等の新たな来遊海域における資源調査を行うこと。

③ 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について【新規】（再掲）

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

## 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむ不得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

ア 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援策を行うこと。

イ 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じるほか、混獲回避機器の導入や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる漁具、行える作業等の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

また、上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

ウ 数量管理にあたり、やむを得ず放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

### ③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

### ④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

## 3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。

また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。

## IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可